

(1) 都区の児童相談所間の ケース移管及び家庭復帰について

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰《ワーキング第1回の意見①》

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの検討 事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
①移管先児相の受理のタイミング → P.7 ポイント1（1）（2）			
移管元児相から移管先児相への連絡や内容、移管先児相の受理のタイミングにばらつきがある	移管先児相への連絡のタイミングや内容、移管先児相の受理はどうあるべきか	・転居とは、身柄が移ったとき（≠住基異動） ・移管先児相の受理のタイミングは、移管元児相からの連絡のタイミングが転居前か転居事実の把握後か、安全確認前か後かで異なる	移管元児相から移管先児相への 第1報のタイミング や、移管先児相の 受理のタイミング について、共通認識を持つ必要があり、整理が求められる
②転居後の児童の安全確認 → P.7 ポイント1（3）			
移管元児相と移管先児相の役割分担の認識にばらつきがある	転居後の安全確認について、移管元児相の実施が適当と判断される場合とは	・全国ルールでは、原則移管先児相が安全確認をすることになっているが、近接する自治体間での移管では、元々関係性のある移管元が安全確認をする場合もある（都児相間では移管元が安全確認をすることになっている）	転居後の安全確認を誰が行うか について、整理が必要

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰《ワーキング第1回の意見②》

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの検討 事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
③移管元児相と移管先児相の役割分担 → P.7 ポイント1（5）			
移管に際し、移管元児相が移管先児相から追加調査などを求められ、移管に時間を要することがある	移管元児相が行うべきことや、移管先児相と移管元児相の役割分担について	・ <u>移管先児相に児童、保護者をつなげるように移管元児相が対応</u>することが大事 ・ 一時滞在なのか、転居なのか等、<u>状況把握とその把握の経緯や方法等の情報からリスクを見極め</u>、セーフティネットを機能させることが重要 ・ 転居の確認後、一か月以内の移管を目指す、<u>その間互いに連絡を取り合い、適切な対応</u>を行う ・ すでに転居の事実があり、引継ぎや調査内容に不足があった場合、<u>追加調査の実施</u>については、<u>家庭との関係性等を踏まえ、移管元・移管先のどちらが行うことが妥当か協議し、役割分担</u>をする必要がある	<u>追加調査を誰がどのように行うか</u> について、整理が必要
④アセスメントシート → P.7 ポイント2			
記載の仕方が統一されていない	アセスメントシートの記載の仕方はどうあるべきか	・ <u>アセスメントシートの記載内容も様々であり、記載方法やチェックの判断基準などの共通認識</u> があると齟齬が生じにくい	<u>アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識</u> を図る必要がある

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰《ワーキング第1回の意見③》

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの検討 事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
⑤児童票・提供されるべき資料 → P.7 ポイント1（4）			
移管に際し、児童票の記載内容が統一されていない	児童票の記載内容はどうかあるべきか	・ <u>移管元児相が相談主訴に対し行った具体的なアセスメント、行ってきた指導、家族状況等の詳細情報をしっかり児童票等に記載し、移管先児童に引き継ぐことが重要</u>	
移管先児相に提供されるべき資料が不足していることがある	移管先児相に提供されるべき資料について	・ <u>転居による家庭に係る環境の変化について移管元児相がアセスメントし、アセスメント結果をふまえてどのような援助が必要と考えるかといった情報は、移管先児相にとって重要</u> ・ <u>虐待対応における手法は自治体によって異なる状況をふまえ、異なる手法を用いる他自治体への家庭復帰の際は、移管元児相のアセスメントの内容が、移管先児相や子家センに的確に伝わるような表現での引継ぎが必要</u> ・ 提供すべき資料の整理においては、指導中か調査中か等<u>移管元児相の家庭への関与状況を踏まえることが必要</u>	移管先児相に <u>提供すべき資料の内容、種類</u> について、整理が必要

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰《ワーキング第1回の意見③》

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの検討 事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた 課題
⑥ 援助方針の継続 → P.7 ポイント4（1）			
移管元児相が決定していた援助方針に関して疑義が生じる場合がある	移管元児相が決定していた援助方針に関する、移管元児相と移管先児相のやり取りの実際についての情報共有	・原則、移管元の援助方針を継続するが、その <u>援助方針選択の理由を把握</u> した上で <u>移管先児相として適切に援助を実施</u> することが重要	移管元児相の援助方針は継続されている。移管先児相は転居後の養育状況等を把握の上、適切に援助を行う必要があり、 <u>移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施を徹底</u> する必要がある
⑦ 移管後1か月の再アセスメント → P.7 ポイント4（1）			
移管後1か月経過した時点での、移管先における再アセスメントの実施状況の確認が必要	実施状況の確認	・移管先においてしっかり進行管理しながら、転居後の養育状況等を把握し、 <u>一か月後の再アセスメントを実施する仕組みづくり</u> が必要	<u>移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施について、再徹底</u> する必要がある

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰《ワーキング第1回の意見③》

調査結果を踏まえた 現状・課題	ワーキングでの検討 事項	ワーキングでの意見	議論から見てきた課題
⑧移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼 → P.7 ポイント1～5			
事前協議のタイミング、情報共有の内容、援助依頼の有無等の認識統一がされていない	移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼のあり方について	・（再掲）<u>虐待対応における手法は自治体によって異なる</u>状況をふまえ、異なる手法を用いる他自治体への家庭復帰の際は、<u>移管元児相のアセスメントの内容が、移管先児相や子家センに的確に伝わるような表現での引継ぎが必要</u> ・<u>家庭復帰に向けた計画や、家庭復帰を判断した根拠等の情報について、家庭復帰先の子家センに早めに情報共有できると、地域における家庭への支援体制構築にむけた準備が円滑にできる</u> ・<u>家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施は遵守すべき</u>	管轄区域外への家庭復帰について、 <u>子家センの視点</u> も交えながら、 <u>移管元児相、移管先児相の連絡や役割分担、アセスメントの根拠の共有、異なる手法を用いた自治体間での連携、家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施状況</u> など、議論する必要がある
⑨家庭復帰の進め方、チェックリスト活用、共通のチェックリストの必要性 → P.7 ポイント2,3,5			
家庭復帰の進め方の共通認識や、チェックリストの活用の現状把握が必要	家庭復帰の進め方、家庭復帰のチェックリスト活用の現状把握と共通のチェックリストの必要性について	・<u>家庭復帰チェックリストについて、虐待対応における手法が自治体により異なり、統一化等を行うことでの現場の混乱等が生じないように配慮が必要</u> ・東京ルールにおける「家庭復帰のチェックリスト」は、<u>児相と子家セン間で十分に活用できていない</u>状況がある	虐待対応において<u>異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識できるとよいこと、連携を円滑にするためにあった方がよいことの整理が必要</u> <u>家庭復帰を判断した根拠となるアセスメントの内容を子家センと共有し、進めることが必要</u>

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰 《今後の方向性（案）》

部会の意見を踏まえた検討の方向性（第1回検討部会ワーキング資料から抜粋）

- 1 全国ルールへの遵守
- 2 全国ルールへの遵守状況の検証、確認。課題があれば課題解消の検討
- 3 児相ごとの援助の手法の独自性尊重。よりよい援助につながるものは全体共有し、レベルアップ
- 4 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論。オール東京としての対応に向け、取りまとめる

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント

1 対応の整理が必要な事項

- （1）移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング
- （2）移管先児相の受理のタイミング（※）
- （3）転居後の安全確認を誰がどのように行うか
- （4）移管先児相に提供すべき資料の内容、種類
- （5）追加調査を誰がどのように行うか

係属状況（調査中、在宅指導中、措置中）、リスクの程度、移管元児相と家族との関係性等によって、対応方法が異なることが想定されるため、いくつかの事例を基に検討・議論

※都児相システム由来の課題については別途調整

2 アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識を図る

3 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識できるとよいこと、連携を円滑にするためにあった方がよいことを整理

4 全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討

- （1）移管一か月後の援助方針の再アセスメント実施
- （2）家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施
- （3）要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用

5 管轄区域外への家庭復帰の進め方について、子家センの視点も交えて共通認識を図る

6 ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

（２） 「東京ルール」 の検証について

「東京ルール」の検証 《検討の方向性》（案）

東京ルールに関する検討の方向性

- 1 都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす
- 2 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ
- 3 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

「東京ルール」の検証 《検討の方向性》（案）

現状・課題	ワーキングで検討いただきたいこと
①子家センから児相への援助要請や送致が、円滑に進まないことがある	子家センから児相への援助要請や送致について、双方が適切な役割を果たし、手続きを円滑に進めるために、それぞれに求められる対応について
②性的虐待対応において児相と子家センの役割分担が、共有ガイドラインどおりに運用されていない場合がある	性的虐待対応における児相と子家センの役割
③児相から子家センに送致される基準、児相が子家センに求めている支援内容がわかりにくいことがある	児相から子家センへの送致の基準や、子家センに求める具体的な支援内容の明確化について

※「現状・課題」は、都児童相談センターが令和6年5月に実施した「児童相談体制における現状把握のための調査」の結果に基づき整理

その他、必要と考えられる視点	ワーキングで検討いただきたいこと
④特定妊婦について、現行では「東京ルールの連絡調整に関する基本ルールになじまない」としているが、内密出産等の新たな動きがある中、改めて議論が必要ではないか	特定妊婦に関する東京ルール上の記載内容
⑤連絡調整の手続きにおいて、オンライン会議等の活用やD Xの観点から、業務の効率化を図る視点	児相と子家センの連絡調整の手続きにおけるオンライン会議等の活用、文書送付や回答の簡略化について
⑥法改正や制度変更をふまえた視点（家庭支援事業の利用勧奨・利用措置の実施、「こども家庭センター」の設置、「見守りサポート事業」の終了）	法改正や制度変更に関し、東京ルールへの反映や取り扱い ※「こども家庭センター」については、未設置自治体も多い状況であることを踏まえ、改めて検討

検討の方向性について

- ・ 児相と子家センの日頃からのコミュニケーションがとれていることが重要。お互いの意思疎通、認識のすり合わせが大事
- ・ 東京ルール策定の背景や経緯、区市町村送致の仕組みができるまでの変遷など、理解したうえで議論できるとよい
- ・ ルールの理解や共通認識を広げるには、わかりやすくするためのポイントの整理等が大事

検討内容について

- ・ 区市町村送致と児相送致はセットに考えないと一方通行の話になってしまう。すなわち、事前予防が必要なケースは区市町村、専門的な相談は児童相談所というそれぞれの役割を認識し、児相送致を児相側が受けていくことが大事（P.10①②③）
- ・ 警察からの通告内容が多様化（主訴：養育困難など）していることを踏まえ、改めて、区市町村送致の基準について、検討できるとよい（P.10③）
- ・ 特定妊婦の定義や対応方法について、児相と子家センで異なることがあるかもしれない（P.10④）

その他

- ・ 次年度以降の取組として、経験の浅い職員も含め、ルールの周知や理解促進など考えた方がよい

児童虐待防止に関する主な法改正や対策の変遷など

年	★主な児童虐待防止対策 ◇児童虐待防止法 ○児童福祉法	都と区市町村
平成12	◇児童虐待の定義 ◇住民の通報義務 児童虐待防止法制定	
平成16	◇児童虐待定義の見直し（同居人による虐待の放置をネグレクト、DV目撃を心理的虐待と定義） ◇通告義務の範囲拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） ○市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ○要保護児童対策地域協議会の法定化	・ 通告件数の増加から区市町村も通告受付先に ・ 児相業務は虐待対応にシフト
平成19	◇児童の安全確認義務 ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化 ◇保護者に対する面会通信制限等の制限の強化 ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ○要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化	東京ルール策定
平成20	○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の法的化及び努力義務化 ○要保護児童対策地域協議会の機能強化※協議対象を要支援児童、その他保護者、特定妊婦に拡大 ○里親制度の改正 ○被措置児童などに対する虐待の対応の明確化	虐待相談に適切に対応するため、児相と子家センの相互の共通理解のもと、円滑な連絡・調整のルールとして策定
平成23	○施設長などの権限と親権との関係の明確化 ○里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児相長の親権代行	東京ルールの内容を解説、補足するものとして策定
平成27		共有ガイドライン策定
平成28	○◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 ○市町村・児相の体制強化：子育て世代包括支援センターの法定化／ 市町村における支援拠点の整備（努力義務）／ 要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置等）／ 児相設置自治体の拡大（特別区を追加）／ 児相への児童心理司、医師または保健師、指導教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置等 ○都道府県（児相）の業務に、里親支援、養子縁組の相談・支援 ○◇満二十歳未満の者への措置などの対象拡大	児相から区市町村への事案送致新設
平成29	○虐待を受けている児童等の保護者に対する指導の司法関与 ○家裁による一時保護の審査の導入 ◇接近禁止命令を行うことができる場合の拡大	東京ルール・共有ガイドライン見直し検討委員会（8回）、試行実施期間を経て区市町村送致開始へ
平成30	★児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（国・自治体・関係機関一体となって対策に取り組む） ★児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(児相、市町村の体制と専門性強化のため専門職大幅増員計画策定)	
平成31 令和元	★児童虐待防止対策に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化について（児相、学校での子供の緊急安全確認の実施／関係機関の連携に関する新ルールの設定、児相等の抜本的な体制強化）★児童虐待防止対策の抜本的強化について ◇体罰禁止の法定化 ◇児相の体制強化等・設置促進：介入的対応と保護者支援を行う職員の分離等／ 常時弁護士による助言・指導、医師・保健師の配置 ○◇関係機関の連携強化	東京ルール・共有ガイドライン改定
令和2		先行3区の児相開設
令和4	○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び児童の拡充 ○一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦などへの支援の質の向上 ○社会的養育経験者・障害者入所施設の入所児童などに対する自立支援の強化 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ○子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ○児童をわいせつ行為から守る環境整備 ★児童虐待防止の更なる推進について ★新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	令和6年10月迄、計9区の児相開設

現 状 ①

【東京ルール「4 連絡・調整の内容」より】

ア 支援センターから児童相談所への連絡・調整

(2) 「援助要請」

【対象となるケース】

- ・ 支援センターが児童相談所に対し、専門的な機能等を踏まえた相談援助活動への関わりが必要と判断し、これを求めるもので、引き続き「主担当機関」が支援センターのもの。
- ・ 例示として、「同行訪問（面接同席）」、「個別ケース検討会議参加」、「児童相談所からの専門性に基づいた助言」等。

(3) 「送致」

【対象となるケース】

- ・ 児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第8条の規定に基づくケースで、「主担当機関」を支援センターから児童相談所に変更するもの。
- ・ 例示として、「判定（医学的、心理学的、教育学、社会学的及び精神保健上）」、「出頭要求」、「立入調査」、「臨検・搜索」、「一時保護」、「施設入所措置」、「児童福祉司指導」、「親権一時停止や喪失申立」、「未成年後見人選任請求」等、児童相談所の機能や法的権限が必要であると判断し、これを求める場合。

課 題 ①

①－1 子家センが児相に対して行う援助要請や送致が円滑に進まない場合がある

議論していただきたいこと ①

①－1 子家センから児相への援助要請や送致の手続きを円滑に進めるために、それぞれに求められる対応について

（子家センが事前に実施するアセスメントや調査・指導内容等、それに対する児相の受理と協働のあり方）

「東京ルール」の運用における現状・課題 ②性的虐待への対応

現 状 ②

【東京ルール「5 連絡調整に関わる事項」より】

○性的虐待への対応

性的虐待への対応に当たっては、子供の安全確保及び権利擁護のため、支援センターと児童相談所が初動から、面接調査等で協力し合うことを基本とする。また、子供からの聞き取りについては、二次被害や情報混濁を避けるためにも、初期段階から調査方針について協議を行うものとする。

【共有ガイドライン「IV 様々なケースにおける連携のあり方」より】

○性的虐待 支援センターと児童相談所の連携

支援センターが性的虐待の通告を受け、調査を行うに当たっては、東京ルールにおける窓口となる職員から児童相談所に連絡し、調査方針について協議を行うことが必要である。この段階から、調査の進め方や役割分担等を支援センターと児童相談所と一緒に検討していくことが重要である。

支援センターが性的虐待の通告を受けた場合、通告元に対し、通告の具体的内容を確認するなど、一義的窓口である支援センターとして、可能な限り調査を行うことが必要である。その上で、子供や親への聞き取りを行う場面においては、児童相談所の専門的な機能等を踏まえた関わりを求めるものとして、「援助要請」を行う。協働して対応を行っていく中でも協議を行い、児童相談所による被害確認面接を行う場合や、子供の安全を確保するため一時保護等の必要がある場合は、支援センターから児童相談所に「送致」を行い、児童相談所が主担当機関として対応する。

（中略）支援センターとして、可能な調査を行い、子供本人や虐待者でない保護者が性的虐待を訴える場合等、子供の安全を緊急に確保する必要がある場合は、一時保護も視野に入れ、支援センターは児童相談所と「送致」の協議を行い、子供の最善の利益のためにできることを行う必要がある。支援センターが「送致」を行った場合も、当該家庭や、きょうだいへの支援を行う必要も出てくるため、その後も継続して支援センターと児童相談所が協働していくことが必要である。

課 題 ②

②－1 児相と子家セン間の役割分担が、東京ルールやガイドライン通りに運用されていない場合がある

議論していただきたいこと ②

②－1 性的虐待対応における児相と子家センの役割の現状について

現 状 ③

【「4 連絡・調整の内容」より】

イ 児童相談所から支援センターへの連絡・調整

(3) 「送致」

【対象となるケース】

- ・ 児童福祉法第26条第1項第3号の規定に基づくケースで、「主担当機関」を児童相談所から支援センターに変更するもの。
- ・ 例示として、「近隣・知人からの通告」、「警察からの通告（心理的虐待暴力目撃）」等、支援センターによる初期調査・安全確認が適していると判断されるもの等、また「支援センターの関与が当分の間必要」等、支援センターによる身近な支援が適していると判断し、これを求める場合。

課 題 ③

- ③－1 児相から子家センへの送致の実情について確認 する必要がある
- ③－2 警察からの児童通告の幅が広がっており（主訴「養育困難」など）、東京ルールに例示のない事例における、児相と子家センの役割分担等について検討する必要がある
- ③－3 「支援センターによる身近な支援が適している」との理由による送致について、児相が子家センに求めている具体的な支援内容が共有されない

議論していただきたいこと ③

- ③－1 児相から子家センへの送致の実情 について
- ③－2～3 児相から子家センに求める具体的な支援内容 について

「東京ルール」の運用における現状・課題 ④特定妊婦

現 状 ④

○ **特定妊婦**については、東京ルールの「連絡・調整」の対象外としている。

▷ 特定妊婦（「共有ガイドライン」から抜粋）

ア 基本的対応

「特定妊婦」は、児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされている。特定妊婦は要対協で支援する対象者の1つであり、妊婦と関わる機関が特定妊婦に関する留意点について共通の認識を持ち、要対協のケースとして、情報を共有して支援することが重要である。特に特定妊婦については、「子ども虐待対応の手引き」において、**医療機関との連携強化を行う必要がある**旨が指摘されている。

イ 子家センと児相の連携

特定妊婦は、**東京ルールの「連絡・調整」に関する基本ルールになじまない**ため、子家センが受理したケースのうち、特に将来的に児相の機能が必要と考えられるケースについては、児相に「相談」という方法をとることとする。**児相はその「相談」を受け、緊急受理会議等を開催して原則受理**し、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えることとする。

児相に医療機関等から特定妊婦としての連絡・通告等が入った場合は、児相は「養育困難・その他」として受理する一方、**原則すべての事案について要対協のケースとして情報を共有し関係機関に支援してもらうために、子家センに「相談」**する。子家センは、これまで児相以外の機関等から来た「相談」、「連絡」、「通告」等の対応と同様に受理をし、対応をする。

なお、**特定妊婦に関する「相談」は、東京ルールになじまないことから、それぞれの機関で、即時の緊急受理会議等の対応をすることを前提に、当面口頭において「相談」**することとする。

課 題 ④

④－1 子家センが児相に情報を伝えても、児相で受理がされていないことがあった

④－2 特定妊婦については出産直後に児童の安全確保を要する事案もある。現行では『東京ルールの「連絡・調整」に関する基本ルールになじまない』としているが、大都市特有の新たな課題への対応も求められる中、切れ目ない支援という観点を考慮する必要がある

議論していただきたいこと ④

④－1～2 **特定妊婦に対する対応や、東京ルールにおける課題の有無**について

（子家センから児相への相談の実情、ケースの進行管理の実際、転居時の子家センと児相の対応状況など）¹⁶

「東京ルール」の運用における現状・課題 ⑤手続きの簡素化

現 状 ⑤

○ 原則、「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン(以下、「共有ガイドライン」)」に基づいた対応が求められる。

【共有ガイドライン II-1 子ども家庭支援センターから児童相談所への「連絡・調整」より】

② 事前協議

支援センターの係長又は虐待対策コーディネーターから、児童相談所の児童福祉担当課長代理又はチーフ宛てに電話等により速やかに連絡する。ケース概要、対応経過の説明とともに、支援センターとしては「送致」を行う方針であることを伝え、必要性について協議する。上記職員が不在の場合は、他の職員が行うが、組織としての「連絡・調整」であることを伝える。

「送致」は緊急性が高く、限られた時間と資源の中で調査内容を確認し、情報を正しく共有する必要がある。事前協議は、主担当機関の変更の必要性を迅速に伝える事とともにその時の状況を確認し合うことも目的の1つであり、それを踏まえて互いに現実的、発展的な意見を出し合い問題解決に向かって協働を始めることが重要である。子供の最善の利益のために互いの機能を最大限に生かすという観点を持って、主担当変更による役割分担を確認しながら丁寧に話し合うことが大切である。

事前協議を進める際、次の点に留意する必要がある。

- ・ できるだけ正確に子供や保護者の状況を伝達するため、資料や情報を持参して直接説明を行うことが望ましい。
- ・ 「リスクアセスメントシート」等の共通ツールや写真等を利用して確実な情報を伝達する。
- ・ 組織決定の内容や情報は、緊急性、時系列、情報源など記録をもとに正しく伝える。
- ・ 児童相談所のどのような機能が必要と考えているか、支援センターの見立てを説明する。
- ・ 支援センターの調査や援助が限界となった場合には、経過とともにその理由を丁寧に説明する。

課 題 ⑤

- ⑤-1 共有ガイドラインに基づく手続きにおける業務負担の現状把握や、DX化を含む効率化に向けた取組の検討（公印に係る手続きの現状や、様式と添付資料の記載内容の重複、情報共有の手段（書類持参、オンライン会議の活用、メール送付）等）

議論していただきたいこと ⑤

- ⑤-1 手続きの簡素化に係る取組の現状や課題について

「東京ルール」の運用における現状・課題 ⑥制度改正の反映

現 状 ⑥

この間、以下のとおり、制度改正等が実施されている。

- 児福法改正により、区市町村において家庭支援の事業について利用勧奨・利用措置が実施可能となり、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成することが区市町村の業務に位置付けられた
- 児福法改正により、区市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた
- 子供家庭支援センター事業（都事業）において、令和5年3月「見守りサポート事業」終了

課 題 ⑥

- ⑥－1 児福法改正内容について、東京ルールへの反映の必要性について検討が必要

議論していただきたいこと ⑥

- ⑥－1 区市町村における、要支援家庭への家庭支援事業の利用勧奨・利用措置、サポートプラン作成の実情と、対応に伴う区市町村と管轄児相の連携の実情、および東京ルールへの反映の必要性の有無について

※「こども家庭センター」については、令和6年5月1日現在で、都内の設置済み自治体の割合は53.2%であり、設置していない自治体も多い状況である。そのため、東京ルールへの反映については、今後、各区市町村の設置状況を踏まえ、改めて検討することとしたい。

【確認事項】

「見守りサポート事業」の記載については、本事業の終了を踏まえ、児相から子家センへの協力依頼の対象ケースから削除

【参考】東京ルールの該当箇所の例

イ 児童相談所から支援センターへの連絡・調整

(2)「協力依頼」

【対象となるケース】

- ・ 児童相談所が支援センターの機能等を活用することが必要と判断したケースのうち、引き続き「主担当機関」が児童相談所のもの。
- ・ 例示として、「見守りサポート事業」、「同行訪問」、「個別ケース検討会議開催要請」、「ケース状況の把握」、「子育て支援の各種サービス等社会資源活用」、「臨検・搜索立会い」等。

(3) 都区共同企画研修の検討状況について

【方向性】

- 人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容などについては、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく
- 令和7年度、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、以下のとおり、都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互乗入れを試行的に行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

【新たな合同研修（案）】

①中堅層の強化（都区共同企画／都提案）

都及び区市町村（児相・子家セン）の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の最新のトピックに関する講義を行うとともに、ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議等を実施 ※都区職員のニーズを基にトピックを選定

②先進的取組の共有（都区共同企画／特別区職員研修所提案）

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

③模擬個別ケース検討会議（都が実施）

都及び区市町村（児相・子家セン）の職員が模擬個別ケース検討会議を行い、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営に向けて相互理解と実践力の向上を図る

④面接スキルトレーニング研修（都が実施）

児相の新任児童福祉司、新任児童心理司を対象に、小規模のグループで約2か月に1回、年5回実施し、面接技術の向上を図る

⑤司法面接（特別区職員研修所が実施）

児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

⑥リーダー研修（児童心理司）（特別区職員研修所が実施）

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

令和7年度都区共同企画研修内容（案）

1 中堅層強化

検討項目		内 容
テーマ		都区市町村のチーフ、係長級職員が、時流に応じたテーマの講義を受け、日々のSVや職員育成の実践についてグループで共有し、共に支え合える場とする
対象職員		都：チーフ、課長代理級 約60名 区市町村（児相・子家セン）：中堅職、係長級 約120名 計180名程度 ※初年度は相談部門福祉職を対象
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回あたり30名程度×6回 【実施時期】夏以降、月1回程度 ※対象職員は6回のうち、希望する1回を受講
カリキュラム （案）	講義	【題目候補】 ・子供の意見表明 ・トラウマインフォームドケア ・チームマネジメント など
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		※外部施設で調整

2 先進的取組の共有

検討項目		内 容
テーマ		虐待防止学会等で発表を行った演題について、改めて東京での児童相談分野での先進的な取組として都区児相、子家セン職員が共有し、業務のヒントとする
対象職員		児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員
実施規模・回数等		【実施規模・回数】1回80名程度（年1回） 【実施時期】R8.2下旬
カリキュラム （案）	講義	虐待防止学会等で発表した演題、学術誌等に掲載された論文や学位論文等の発表
	グループワーク	講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有
会場（案）		特別区職員研修所

（４）施設への入所調整の効率化に向けた検討状況について

◆ 取組の概要

- 児童相談所は、児童の施設入所の措置を行う際、施設の空き状況を参考に、各施設に個別に入所依頼
- 施設空き情報「施設入所情報一覧」は、月2回の更新であるため、児童相談所が入所打診を行う際、既に入所枠が埋まっている、空きがない場合にも入所打診が続く等の状況が発生
- こうした課題を解決するため、以下の取組を進める
 - 今年度: 児童相談所と施設等間で、施設の空き情報の「タイムリーに見える化」を実施【R6年度試行】
 - ※今後、施設と入所を必要とする児童とのマッチングを行うシステムを構築【R8年度試行を想定】

今年度の到達点

施設の空き情報を「タイムリーに見える化」のツールを開発

※都の「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」の採択事業者がツール開発を担当

◆ 今年度のスケジュール（予定）

- 1 2 月 : デモ版（意見照会用）の作成
- 1 月～2 月 : 各児相、各施設にデモ版の確認依頼
 - 意見を踏まえたデモ版のバージョンアップ
 - 試行用デモ作成
 - 各児相、各施設にて試行を実施
- 3 月 : ツール完成
 - ※正式運用は、令和7年4月以降